



東五検審第84号

平成24年5月18日

様

東京第五検察審査会事務局長 橋村博 司



検察審査会行政文書不開示通知書

平成24年4月20日付け（同日受付）で申出のありました検察審査会行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした検察審査会行政文書の名称

平成22年3月1日から10月4日までの期間中において、東京第五検察審査会が「被疑者小澤一郎に対する政治資金規正法違反被疑事件」の審査につき、東京第五検察審査会が、東京地検特捜部に会議出席の要請等を通知した文書の全て（日時や場所、目的等がわかるもの）。ただし、審査員・補充員の選定に係る立会業務は除く。

2 開示しないこととした理由

1の文書は、個別の審査事務に関する文書であり、検察審査会行政文書に該当しないので、検察審査会行政文書開示手続の対象とならない。

(問い合わせ先)

電話 03-3581-2878 東京第五検察審査会事務局